

令和8年6月10日

第36回水俣市農業委員会

第36回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和8年6月10日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 10時18分
- 3 出席委員
 - 農業委員 13名
 - 1番 坂本 隆司 君
 - 2番 竹下 正治 君
 - 3番 中村 清治 君
 - 4番 金田一充章 君
 - 5番 洲上 正嗣 君
 - 6番 寒川 勝 君
 - 7番 山内 英明 君
 - 8番 西本 和代 君
 - 9番 戸次 治夫 君
 - 10番 稲田 祐市 君
 - 11番 廣島 康雄 君
 - 12番 前田 仁 君
 - 13番 山下 隆敏 君
 - 推進委員 14名
 - 15番 宮森 功房 君
 - 16番 蒔元 政廣 君
 - 17番 竹本 義幸 君
 - 18番 嶋田 一成 君
 - 19番 岡本 成道 君
 - 20番 中村 幸充 君
 - 21番 鐘ヶ江鼓子 君
 - 22番 池田 郁雄 君
 - 23番 松本 公昭 君
 - 24番 森下 義孝 君
 - 25番 坂口 新一 君
 - 26番 山口 初憲 君
 - 27番 古里 君廣 君
 - 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
 - 農業委員 1名 14番 鬼塚 浩三君
 - 推進委員 0名
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選出
 - 第2 議題108号 農地法第3条の許可申請について
 - 議題109号 農地法第5条の許可申請について
 - 議題110号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 6 農業委員会事務局
 - 局長 緒方 卓也
 - 次長 遠山 悦史
 - 主任 竹下 侑志
 - 主任 中牟禮 和也
 - 主任 洲上 静（欠席）

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第36回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日の出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、14番、鬼塚委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、5番、淵上委員、8番、西本委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、7番、山内委員にお願いします。
7番委員 (山内英明君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（1）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 1件でございます。 転用目的は、記載のとおりでした。 工事期間は、令和5年7月9日迄でございましたが、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項（2）合意解約通知について、でございます。 議案書は、2ページから3ページになります。 1件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、新たな受け手との調整の結果、合意解約するものでございます。 場所につきましては、3ページをご覧ください。 次に、報告事項（3）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。 議案書は、4ページから8ページになります。

	新規が３件でございます。 令和８年４月１０日の第３４回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。 議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和８年５月２０日付けで、熊本県知事が認可いたしました。 場所は、５ページから８ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第１０８号、農地法第３条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
６番委員 (寒川勝君)	はい、議長。
議 長	はい、６番、寒川委員をお願いします。
６番委員	議第１０８号、農地法第３条の許可申請について、１番の説明をいたします。 議案書は、１０ページです。 譲渡人、譲受人は、議案書１番に記載のとおりです。 土地の所在は、２筆あります。 一筆目の地目は、台帳現況共に田です。 もう一筆の地目は、台帳現況共に畑になっていますが、今は梅の木が植えられて、樹園地と書いてあります。 面積は、２筆合計で、１，８３２㎡となっています。 申請地は、１１ページをご覧ください。 現地調査を６月５日に、事務局２名、行政書士、山澤推進委員と私の５名で、現地確認と周辺の農地利用状況等を確認してきました。 現地は、傾斜も緩やかで、周りは田ですね、田んぼになっており、農道も通っていて、農作業はしやすい所だなと感じました。 既に、代掻きをされていました。 譲受人は、農業への造詣が深い方で、地域おこしや、農村と都市部の交流をする活動等をされています。 また、インターネット等で、情報発信等もされており、今後も活動を継続していくということです。 この農地は、面積は１，８００㎡とちょっとですが、枚数が、１２、３枚ほどありまして、１枚あたりの面積が狭いものですから、譲受人に話を聞いたら、将来的には圃場整備をしたいということも言っておられました。 譲受人は、農作業従事日数も２００日でして、今、トラクターを

	施設から借りて、代掻き等をされているようですが、将来的には耕運機を購入される予定だそうです。 あとは、コンバインや、田植え機も持っておられませんので、近くに農業法人がありますので、そこで田植えと稲刈りは、そちらに依頼するということです。 従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。
9 番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、9 番、戸次委員にお願いします。
9 番委員	議第108号、農地法第3条の許可申請について、2 番を説明します。 10 ページをご覧ください。 譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。 土地は3 筆ありまして、1 筆目と2 筆目の地目は、台帳現況共に田です。 3 筆目の地目は、台帳現況共に畑です。 3 筆合計で、3, 8 5 1 m²です。 譲受人の状況は、夫婦2 人で、年間農業従事日数は4 0 0 日くらいとなっています。 場所は、1 2 ページをご覧ください。 1 筆目は、前回、利用権の合意解約になった農地です。 譲渡人は昨年、一部に米を作られていましたが、母と娘の2 人暮らしで、去年は親戚の方達を雇って作っておられましたが、今後は無理だということで、最初は利用権をするときに、貰ってくれと譲受人に言われたそうなんです、その時は無理だったのが、今年度、話が盛り上がってこのような状況になっています。 譲受人は、所有大型農機等も、軽トラ、トラクター、乾燥機、コンバイン、田植え機とすべて整っておりまして、農業経営もやっこられて作られております。 2 筆目の田だけ、今年は準備ができず、来年度から作りますということで、1 筆目の田は全て田植えが終わった状況で、作られていました。 6 月5 日に、譲受人と坂口推進委員、事務局2 人、行政書士と私とで現地確認をしまして、電柵等も設置して、万全な体制で、全部終わっている状況でした。 依って、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。
議 長	3 番は、担当地区の委員が欠席です。 4 番は、私が担当ですので、3 番4 番は私から説明します。

1 番委員 (坂本隆司君)	農地法第3条の許可申請、3番について説明いたします。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 2筆あります。地目、台帳現況共に畑です。 2筆合計、1, 913㎡です。 譲受人の状況としましては、親子3人、専業でされています。 面積16, 000㎡、ほとんど甘夏です。 申請地は、13ページをご覧ください。 現地調査を5日の日に行いました。 担当地域の委員さん2名と私、譲受人、行政書士で行いました。 現地は、四角囲みは譲受人の土地です。 その真ん中に、譲り受ける所が入っています。 現在、甘夏と柿の木を植えて、下のほうが柿の木ですね。 みかんの木は、弱っているので、切って甘夏か何かを植えるような感じでした。 譲受人も、親から経営を引き継いでおられますので、非常に意欲的で、認定農業者になるにはどうしたらいいか、という相談を受けましたので説明をしております。 農業経営的にはいいと思っています。 従って、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。 続きまして4番の説明をします。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 地目、台帳は畑、現況は山林です。 面積は、1, 064㎡。 譲受人の状況としましては、杉の木の花粉の出ない母樹園をしておられます。 申請地は、14ページをご覧ください。 現地調査を5日に行いました。 申請地の下の、丸を3つ囲んだ所、ここで現在は母樹園をしておられます。 その横で、前からここを譲る人を探していましたが、なかなか見付からず、たまたま知り合いに聞いたら、見付かったということです。 しかし、非常に山林化していて、木も大きくて、畑にするにも大変な苦労があるかと思えます。 一昨日、前を通ったら、草払いもして、重機を入れるばかりにしてありました。 住所は熊本県内になっていますが、実家は隣接する市町の人です。 母樹園で、穂木を取って挿すのに水が必要なのに無いので、どうかならないか、ということでした。 井戸も150mほど掘らないと出てこないような所です。 実家で挿して、水俣に持ってくるような計画でおられます。 荒れているところを開拓していただけるのは、私達も助かります。 農振地で山林化している所を畑にして頂くので、感謝しています。 従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。
--------------------------	---

	す。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
7 番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7 番委員。
7 番委員	3 番も 4 番も売買になっていますよね。 これは、公社を通しての売買ですか。それとも個人売買ですか。
1 番委員	これは、公社を通してはいないと思います。
事務局	公社を通していない、個人間での売買になります。 公社を通した売買の時には、促進計画のほうで、上がってくる ことになると思います。 促進計画の中の貸し借り、所有権移転というかたちで上がってき ます。 なので、3 条では上がらないことになります。
7 番委員	司法書士で登記するということですね。 いくら位だったのか。
事務局	(金額について説明)
20 番委員 (中村幸充君)	3 番は、畑の中に農道を通してあります。 その農道を通すのにかなり費用がかかっているんで、この金額に なったんだろうと思います。
議 長	3 番の農地は、真ん中に道路が入っているので、利便性が良いで す。 4 番の農地は、造成するのに土地代の 10 倍以上かかりますので。
議 長	他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 108 号、農地法第 3

	条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第１０８号、農地法第３条の許可申請については、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 続きまして、議第１０９号、農地法第５条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
２番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、２番、竹下委員をお願いします。
２番委員	議案書は、１６ページをご覧ください。 議第１０９号、農地法第５条の許可申請の一時転用、１番について説明いたします。 貸人、借人は、議案書に記載のとおりです。 土地は、２筆あります。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、１筆が１４５㎡、もう一筆が１０８㎡、合計２５３㎡です。 転用目的は、整備車両等の一時的な保管場所ということで、繁忙期及び事業拡大に伴う車両増加に対応するため、整備車両等の一時的な待機・保管場所として利用する、恒久的な用地の確保が完了するまでの暫定期間５年間として必要である、ということです。 利用期間満了後は、農地復元を行います。 転用期間が、令和８年７月１日から５年間。 農地区分は、第３種農地で、賃借権です。 施設概要、資金計画は記載のとおりです。 申請地は、１８ページをご覧ください。 １９ページには、事業計画図も記載されています。 ６月５日に現地調査を、事務局と借人、推進委員と行いました。 周囲は畑と高速道路の敷地に囲まれており、周囲に害を及ぼすことは無いと見てきました。 排水は自然排水で、高速道路の敷地の間にも排水溝があり、そちらに流れるということです。 現地調査の結果、農地法第５条の転用に係る許可基準により、許可しても何ら問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくをお願いします。 付け加えまして、貸人のほうにも連絡を取りましたが、高速道路工事の時に開いてもらい、そのままになって自己管理をされておられたということでした。

	よろしくお願いします。
議 長	2 番は、私が担当ですので、私から説明します。
1 番委員	農地法第 5 条の許可申請、2 番について説明いたします。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は、22㎡。 転用目的は、記載のとおりです。 申請地は、20 ページをご覧ください。 現地調査を 5 日に行いました。 家を建てられますが、他のところは宅地になっています。 ここだけ何故残ったのか、多分、市道を造ったときの法面で登記出来ていなかったのかなと思います。 現在は農地と言っても、市道の法面になっていますので、登記が出来て良かったのかなと思います。 家を建てるのは宅地です。22㎡だけが農地でした。その農地も法面でございまして、そこではもう作物も作れないような状況ですから、宅地として登記ができるのは良いことなのかなと思います。 従いまして、農地法第 5 条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建てても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願いします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 109 号、農地法第 5 条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 109 号、農地法第 5 条の許可申請については、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第 110 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。 まず、新規設定の 1 番、2 番、4 番の議案を審議し、後から 3 番の議案を審議いたします。

	関係委員の説明をお願いします。
8 番委員 (西本和代君)	はい、議長。
議 長	はい、8 番、西本委員をお願いします。
8 番委員	議第 1 1 0 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、1 番と 2 番の説明をいたします。 1 番、貸人は、記載のとおりです。 台帳現況共に田です。 面積が、1, 3 4 5 m²。 始期終期は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日までの 5 年間です。 利用目的は、水稻。 借賃は無償、利用権設定です。 転貸人、転借人は、記載のとおりです。 今までも、借りて耕作されていましたが、公社を通したほうがいいだろうということで、新規になっています。 綺麗に整地されていて、田も植えてあります。 2 番、貸人は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積は、9 0 4 m²。 始期終期は、1 番と同じで 5 年間の水稻。 無償で使用貸借権です。 転貸人、転借人は、記載のとおりです。 2 番の転借人の方は、1 年に 1 5 0 日程度の耕作をされています。 自作地、借地も綺麗に整備されています。 1 番の方も同等に、2 0 0 日程度の耕作をされていて、綺麗に整備されています。 場所は、1 番が 2 4 ページです。 この辺りは綺麗に整備されています。 2 番は、2 5 ページをご覧ください。 荒れている農地もありますが、一帯が綺麗に整備されている一画になります。 依って、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられますので、御審議の程よろしくお願いたします。
議 長	新規の 4 番は、私が担当ですので私から説明します。
1 番委員	農用地利用集積等促進計画 4 番について説明いたします。 貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です 面積は、4 筆の合計で、1, 6 5 3 m²。

	3筆目が664㎡の内380㎡です。 始期終期は、令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年。 利用目的は、野菜。 借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。 転借人は、貸人の孫になります。 転借人の母が農業をされていましたが、体調不良で転借人が経営に入られています。 申請地は29ページをご覧ください。 ここでは、ハウスで大葉栽培をされています。 大葉は、一枚一枚数えなければならないので人手がかかりますが、現在は3人で栽培をされています。 大葉栽培は20年くらいされていて、水俣でいちばん最初です。 何ら問題はないと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、御審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第110号、農用地利用集積等促進計画（案）について、の新規設定の1番、2番、4番は、承認してよろしいですか。 また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第110号、農用地利用集積等促進計画（案）について、の新規設定の1番、2番、4番は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。 続きまして、議第110号、農用地利用集積等促進計画（案）について、の新規設定の3番の議案を審議いたします。 なお、新規設定の3番の転借人である、4番、金田一委員は、農

	業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、金田一委員の退場をお願いします。
	(金田一委員退場)
議 長	新規設定の3番は、私から説明します。
1 番委員	農用地利用集積等促進計画（案）の3番について説明します。 貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。 土地の所在、3筆あります。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は、3筆合計で2,808㎡です。 始期終期は、令和8年8月1日から令和18年7月31日までの期間10年。 利用目的は、野菜。 借賃は無償、使用貸借権です。 転借人は、農業委員をされていまして、玉葱、野菜等の栽培をされています。 申請地は、26ページから28ページをご覧ください。 ここは玉葱の苗床等の作付けをされています。 農業委員で、菜の花やソバを作った場所の隣です。 ここは、芋類などの野菜を作付けされています。 管理もされていますので、何ら問題はないと思います。 従いまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
7 番委員	はい。 ここは転借人が、前から借りていたところの延長じゃないですか。
議 長	延長ですが、公社扱いになりますので新規です。
7 番委員	なるほど。
議 長	今後は全部公社扱いになりますので、全部「新規」ということになります。 他にはございませんか。

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第１１０号、農用地利用集積等促進計画（案）について、の新規設定の３番は、承認してよろしいですか。 また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第１１０号、農用地利用集積等促進計画（案）について、の新規設定の３番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。 金田一委員の入場を認めます。
	(金田一委員入場)
議 長	全ての提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第３６回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第７条第２項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員